**平成２４年（フ）第１６６６号**
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目23番地５
破産者　水溜　博志
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１６６７号**
横浜市瀬谷区阿久和西３丁目23番地５
破産者　水溜かをり
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５２号**
石川県能美市泉台町西186番地、従前の住所　石川県能美市泉台町南13番地
破産者　宇良　　博
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

**平成２３年（フ）第１８２号**
静岡県富士市松岡79番地の１　コーポマイセルフ101号、前住所静岡県富士宮市粟倉1111番地の５
破産者　柴田　　淳
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
静岡県浜松市中区葵西２丁目12番14号
破産者　山崎　大祐
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第１９２号**
和歌山県岩出市中迫309番地の１　106号
破産者　平田　雅久
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３０６号**
和歌山県橋本市高野口町上中92番地の２
破産者　中島　英夫
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３１７号**
和歌山市神前405番地の５
破産者　佐々木商店こと　佐々木　守
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３１号**
山口県長門市仙崎1937番地３
破産者　廣田　悦子
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

**平成２４年（フ）第５１号**
沖縄県浦添市前田１丁目33番６号　親盛荘202
破産者　座間味勇人
１　決定年月日　平成24年11月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第５９号**
福岡県久留米市御井旗崎５丁目２番１―202号
破産者　広田カスミ
１　決定年月日　平成24年11月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第３７７号**
埼玉県入間市扇町屋２丁目７番　９―405号
破産者　田中布美子
１　決定年月日　平成24年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２４年（フ）第２６４号**
静岡県焼津市焼津２丁目１番７号
破産者　石田　喜昭
１　決定年月日　平成24年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４７２号**
静岡県三島市寿町３番29号　寿マンション103、破産手続開始決定時の住所静岡県三島市清住町５番29号
破産者　兼子劍一郎
１　決定年月日　平成24年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２４年（フ）第１５３号**
静岡県沼津市西椎路398番地の３
破産者　杉山美佐子
１　決定年月日　平成24年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２３年（フ）第３０９２号**
愛知県稲沢市祖父江町森上本郷八60番地　プラッサムコート森上Ｄ棟103、開始決定時の住所愛知県稲沢市祖父江町祖父江北川原83番地１　レインボー祖父江504
破産者　安田健太郎
１　決定年月日　平成24年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３７１号**
名古屋市西区上小田井２丁目210番地の１
破産者　柴田　憲男
１　決定年月日　平成24年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第６３０号**
名古屋市名東区つつじが丘201番地　市営猪子石荘27棟109号
破産者　長渕　英子
１　決定年月日　平成24年11月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部